

子育て世帯のかたへ

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

児童扶養手当

対象者

- ・父母の離婚、死亡などで父または母と生計が同一でない子(18歳になった日以後の最初の3月31日まで。また、一定の障がいがある場合は、20歳まで。)を育てているかた

- ・子を育てている父または母に一定の障がいのあるかた

※次の場合は対象外

- ・手当額を超える公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受け取ることができる場合
- ・子が児童福祉施設など(母子生活支援施設などを除く。)に入所している場合

支給金額

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	43,070円	43,060円～10,160円
2人目加算額	10,170円	10,160円～5,090円
3人目以降加算額(一人当たり)	6,100円	6,090円～3,050円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、1月、3月、5月、7月、9月、11月に2か月分ずつ支払われます。

申込み・問合せ

子育て支援課こども給付担当 ☎0480(92)1111 内線153・155

特別児童扶養手当

対象者

- ・一定の障がいのある子を育てているかた

※次の場合は対象外

- ・子が障がいによる公的年金を受け取ることができる場合
- ・子が児童福祉施設などに入所している場合

支給金額

障害の状態	月額(1人当たり)
1級(重度)	52,400円
2級(中度)	34,900円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、4月、8月、11月に4か月分ずつ支払われます。

※所得制限について

申請するかたやその配偶者及び同居など、生計を同一としている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、支給に制限があります。

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を勘案して給付金を支給します。

対象者

18歳年度末までの子、または令和4年4月～令和5年2月生まれの子の養育者で、次のいずれかに該当するかた

①ひとり親世帯

- ・公的年金などを受給し、児童扶養手当を受給していないかた
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったかた(児童扶養手当の支給制限限度額を下回るかたに限る。)

②ひとり親世帯以外

- ・令和4年度の住民税均等割が非課税のかた
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で、住民税均等割が非課税となる水準に下がったかた
- ※②は、20歳未満の障がい児の養育者も対象

支給額

児童一人当たり 5万円

申請期限

2月28日(火)

申込み・問合せ

子育て支援課こども給付担当 ☎0480(92)1111 内線152・155

